

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表9号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年11月9日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

2. 監査年月日

平成 28 年 10 月 27 日（木）

3. 監査対象の課等

町民福祉部福祉課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 9 月 16 日～10 月 27 日（10 月 19 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 所掌事務の概要

福祉施策の企画・調整、障がい者等に関する事務、人権啓発等に関する事務、ふれあい会館、福祉センター、障害福祉センター、老人福祉センター等施設の運営維持管理に関する事務、高齢者の保健福祉、介護保険事業の運営に関する事務、町営住宅に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項目について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

7. 意見・要望

- ・管理運営を担当する施設は、世代交流センター（さざんか荘）、ふれあい会館、福祉センター（さざれ石）、横溝千鶴子記念障害福祉センター（すばる）と多数あり、一部は指定管理制度がとられているものの、施設の効率的な運用について、町の公共施設全体の課題として一層の検討を進めていただきたい。
- ・若い人材を多く配する課としては、個人の特性をとらえた若手職員の育成に取り組んでいただくとともに、指導する職員の環境を含めた、職場内環境づくりを図られたい。
- ・急速な高齢化が進む町としては、高齢者福祉の観点から複雑な課題を有するが、扶助費の増が見込まれる中、滞納整理についても庁内連携をとりながら進められたい。